

◎岡山県監査公表第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、岡山県知事から平成二十一年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成二十三年一月二十一日

|         |   |
|---------|---|
| 岡山県監査委員 | 長 |
| 岡山県監査委員 | 瀬 |
| 岡山県監査委員 | 泰 |
| 岡山県監査委員 | 志 |
| 岡山県監査委員 | 蓮 |
| 岡山県監査委員 | 岡 |
| 岡山県監査委員 | 靖 |
| 岡山県監査委員 | 之 |
| 岡山県監査委員 | 石 |
| 岡山県監査委員 | 村 |
| 岡山県監査委員 | 道 |
| 岡山県監査委員 | 雄 |
| 岡山県監査委員 | 大 |
| 岡山県監査委員 | 森 |
| 岡山県監査委員 | 礼 |
| 岡山県監査委員 | 子 |

平成21年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

選定した特定の事件（監査テーマ）

「岡山県農林水産部が所管する農林水産行政の財務（水産行政及び農業土木行政を除く）に関する事務の執行について」

| 監査の結果等（要約）   | 措置状況 |
|--|------|
| <p><b>第1 総論（総合所見）</b></p> <p>岡山県は、逼迫した財政状況の中、「岡山県行財政構造改革大綱2008」に基づき、財政状況の改善に向けていくつもの改革をしている。</p> <p>農林水産部においても、財政状況の改善に向けて真摯に取り組んでいる。この取組に対する真摯な姿勢は評価に値する。</p> <p>しかしながら、岡山県の財政状況を客観的に受け止めるならば、さらなる改革が必要であり、また可能であることを本監査を通じて感じた。</p> <p>まず、農林水産部の所管する事業の中には、単年度ではさほど大きな支出ではないものの、10年以上も継続して支出されている事業が多くある。これらの事業について、単年度ごとの予算執行が適正になされているかについての検証はされていても、そもそも事業自体の必要性、経済性が現在も維持されているのかといった点に十分な検討がなされていないものがあつた。第2章第1款1の青年農業者等育成対策事業費はその一つである。</p> <p>また、公の施設に対して多額の予算が執行されているが、それらの一部は、委託料として外部へ支払われている。そして、委託料の支払先のいくつかは一般競争入札を経ず随意契約で締結されている。同款4の農業総合センターの庁舎清掃委託契約、同節第2款第4の県営食肉地方卸売市場における解体処理設備保守管理業務契約ほか22業務に関する契約がその例である。それぞれの契約を随意契約とする理由について一応の説明はなされているが、その理由の当否について今一步踏み込んで検討しているとはいえないものがあつた。一般競争入札を行って公正かつ適正な価格で契約をするということが原則である以上、形式的には随意契約とすることが許されたとしても委託内容の見直し等を行うことにより一般競争入札が可能となる場合には一般競争入札に付すべきである。この点について十分な検討がなされていないものがあつたので今後は十分な検討をすべきである。</p> <p>さらに、岡山県の現在の財政状況の中、「岡入することに疑問を持たざるを得ないものがいくつかあつた。確かに、岡山県は、既に公の施設等を存続させることの必要性等に</p> |      |

ついて見直しをかけており、また、存続の必要性を認めたものについても、経費等の見直しをかけて「岡山県」が支出する金額を軽減させる努力をしてきている。

それにもかかわらず、あえて本監査において、いくつかの公の施設等について、今後の存続等に疑問を有するとの意見を報告したのは、次の理由からであった。

岡山県が既に行った公の施設等の見直しにより存続を認めている理由の多くは、当該施設が一定の必要性あるいは合理性を持ち、また、当該公の施設等において一定の成果を上げているというものである。

しかし、現在の岡山県の財政状況を改善するためには、上記岡山県の見直しの方向では不十分である。

当該施設に一定の必要性あるいは合理性があり、また、一定の成果をあげていれば存続を認めるという現状肯定的な発想ではなく、使える税金に限りがあることを前提として「岡山県」が税金を投入しなければならない積極的な必要性があること、及び、県民の福祉にとって具体的な有効性あるいは効率性があることについて十分説明がなされない限り、存続を認めないという考え方が必要と思われる。

ところで、農林水産部の事業には、国の施策として決められた事業がある。この事業については、原則として県単位で支出を止めることができず、国の施策が当を得なかったときは、結果的に岡山県が多額の財政的負担を強いられることになる。本章第2節第3款第1で詳述する「おかやまの森整備公社」の問題は、この典型的な例といえる。岡山県が「おかやまの森整備公社」の問題に対して、県民の負担を最小限にするため、必死の努力をしていることは十分理解できた。

ただ、この点における岡山県の対処方法は、翌年度に交付した補助金をもって、かつ、出納整理期間を利用して、貸付けがなされた年度に返済がなされたものとして処理するというものであり、法令等に反する処理ではないにしても岡山県の財政状況を適正に表しているかという観点からは問題がある。この対処方法は、かなり技巧的であるが故に、なぜこのような方法を用いたのかという点、及び、岡山県の財政に与える影響がどの程度かという点について県民に対して十分な情報開示をする必要性が存するにもかかわらず、現在の情報開示ではまだ十分とはいえない。

なお、「おかやまの森整備公社」の問題は国が立案した分収造林施策に基づき分収造林契約を締結していったことにある。現在の岡山県における財政状況等を考えるならば上記分収造林契約の内容を見直すことも不可欠と考える。

## 第2 各論

|   |  |
|---|--|
| <p><b>1 農業分野</b></p> <p><b>(1) 青年農業者等育成対策事業費</b><br/> <b>組織拡充事業費補助金は廃止すべきである（意見）</b><br/>                 岡山県農林漁業担い手育成財団の組織拡充を図るという目的で年間1000万円を超える補助金が交付されているが、特定の団体に限って「組織拡充」という名目で多額の補助金を交付するのは公平性に問題があり、不合理である。特に、補助金全額が県職員OBである財団事務局3名の人件費として支出されている点に照らすと、財団自体が県職員OBの雇用対策ではないかとの疑念さえ起こってくる。特定の団体に限って「組織拡充」という名目で補助金を交付するような不合理な事業は廃止すべきである。</p>  | <p>農林漁業の担い手育成については、市町村、農林漁業団体等と一体となっており、今後とも財団の役割は大きいことから、就農に向けられた相談や支援業務等、高い専門性と豊富な経験を有する人材を確保するのに必要な助成を行っているものである。</p> <p>組織拡充費補助金については、岡山県財政構造改革プランによる事業見直しの中で点検した結果、平成21年度以降も縮減を図ってきたところであり、今後とも財団の効率的な運営の推進に努めてまいりたい。</p> |
| <p><b>(2) 農業経営基盤強化促進対策事業費</b><br/> <b>実績報告書の「補助事業に要した経費」には、正確な記載を求めること（意見）</b><br/>                 本事業における補助金は1782万円（定額補助）であるが、実績報告書によると、県補助費以外の自己負担金等はなく、補助事業に要した経費として1782万円を支出したと記載されている。補助金と同額の支出となっている点については、他の事業との共通費である事務費等を按分して調整しているためであるとの説明を受けたが、事務費等を他の事業と按分しているという事情は実績報告書の記載から読み取ることができず、その積算根拠についても確認できない。補助金の支払先に対して、「補助金は必要かつ相当な金額を交付するものである」という原則を徹底させ、実績報告書にも正確な記載を求めるべきである。</p> | <p>実績報告書の「補助事業に要した経費」については、平成21年度から、完了確認時において積算根拠等を正確に記載するよう指導し、改善が図られたところである。</p>   |
| <p><b>(3) 農業改良資金貸付金</b><br/> <b>ア 借受者ごとの個別ファイルを作成すべきである（意見）</b><br/>                 延滞が発生している借受者については、当初からの関係書類及び償還指導の経過が一つのファイルにまとまっている方が、後の対応を検討したり引継ぎをしたりする際にも便宜である。さらには、借受者ごとの個別ファイルを作成して償還が終わるまで当該借受者に関する書類を保管することを徹底しておく必要がある。そこで、「貸付台帳のファイル（全借受者）」と「延滞分に関する償還指導のファイル」のほか、「借受者ごとの個別ファイル」も作成すべきである。</p>   | <p>これまでも借受者への対応状況については、各県民局の実状に応じて整理し、償還指導等に支障がないように運用してきたところであるが、一層の効率的な運用を図るため、今後は、全県民局で借受者ごとの個別ファイルを作成・整理することとしている。</p>   |
| <p><b>イ 延滞発生後の対応について、県独自の対応の時期を事務処理要領に明記するとともに、延滞者整理票の作成時期を早めること（意見）</b><br/>                 現状では、借受者が約定償還日を経過して</p>   | <p>農業改良資金貸付金は、農業生産の特殊性から一般金融の対象となり難い案件に対しても融資を行っているため、延滞発生後においても、農業普及指導センター等に</p>  |

なお償還しないときは、農協が「返済の滞り」を調査・確認しているが、その後、その対応は、原則として借受者が約定返済日を過ぎた後、督促状を送付する。また、借受者が返済滞りがないときは、借受者に対して督促状を送付する。さらに、「延滞者整理票」も作成し、報告内容や督促状送付を含めた対応を記録すべきである。

による経営・技術指導を通じ、借受者が営農を継続しつつ償還を行えるよう、最大限に配慮しながら、債権管理の充実・強化に向け、県の対応の明確化等を検討してまいりたい。  
また、延滞者整理票については、現在も延滞発生後直ちに、整理、記録する取扱いとし、償還指導の適切を期しているところである。  
今後とも適切な債権管理を行い、確実な償還を図ってまいりたい。

ウ 延滞発生後の対応について、「保証人に対する通知」を原則とする旨、事務処理要領に明記すること（意見）

現状では、借受者から「保証人には迷惑をかけたくないので、連絡しないでほしい。」などと懇願され、保証人に対する通知がなされていないケースが多々見受けられる。しかし、貸付金が約定どおり償還されているかどうかは、保証人にとっても関心のあることである。そこで、借受者の意向にかかわらず、一定期間を経過（例えば、約定返済日を3か月経過）してもなお償還しないときは、保証人に対して通知することを原則とし、その時期も含めて事務処理要領に明記すべきである。

借受者の居住地域の農家等が連帯保証人となっているケースでは、延滞発生を一律に連帯保証人に通知することは、農業者の地域内での人間関係を悪化させるおそれがあるため、営農の継続性に配慮しながら、債権管理の充実・強化に向け、県の対応の明確化等を検討してまいりたい。

エ 「誓約書等」で合意した弁済充当と異なる充当をしているケースがある（指摘事項）

延滞分の償還金については、未償還額と今後の償還計画を記載する様式の書面を借受者に交付し、これに記入させた上で、事務処理要領に定める「誓約書等」として提出している。ところで、2口の貸付けを行っている借受者に対し、1口の貸付けにつき1枚の誓約書を提出させているものがあったが、誓約書で合意した弁済充当と異なる充当をしているケースがあった。このような場合には、誓約書を提出させる際に借受者にも十分説明した上で弁済充当の方法を合意しておくべきであるし、仮に当初の合意と異なる弁済充当をすれば、充当の際に改めて借受者と協議し、その協議結果を書面に残しておくべきである。

これまでも、弁済充当にあたっては、借受者にとって不利とならないよう取り扱ってきたところであるが、今後、当初の契約と異なる弁済充当を行う場合は、書面により確認できるようにしてまいりたい。

オ 「誓約書等」には保証人の署名捺印を求めること（意見）

「誓約書等」の様式に保証人の署名捺印欄があるが、これが記入されていないものが見受けられた。誓約書等の提出にあたっては、確実に保証人の同意を得て、これに署名捺印を求めるべきである。

ご指摘の様式は、延滞した場合に、償還方法等を確認するために借受者と交わしているものであり、全てに連帯保証人の署名捺印を求めてはいなかったところである。

なお、原則として、毎年定期的に延滞者から誓約書等を取り直すこととしているようであるが、この運用は評価できるので、今後も毎年定期的に誓約書等を再提出させることが望ましい。その際には、保証人にも署名捺印

今後、債権保全の観点から、延滞の長期化が見込まれる場合等、必要と認められる場合については、連帯保証人の署名、捺印が記入された誓約書等を求めることとしたい。

|  |  |
|--|--|
| <p>を求めるべきである。</p>  |  |
| <p><b>(4) 農業総合センター</b><br/> <b>ア 施設ごとの決算を行い、施設ごとの活動実績を明らかにすべきである(意見)</b><br/>         農業総合センターでは、予算額は事項別・事業別に作成し、また当該事業予算を施設ごとに組替えることにより、普及事業関係、農業試験場関係、農業大学校関係それぞれの施設ごとに予算額を明らかにしている一方で、決算額は事項別に集計開示されるのみであり、事業別に集計されていないため、施設関係別の決算が明らかにされていない。しかし、これでは各施設・各事業の正確な決算額を把握することができず、各施設・各事業の有効性や効率性、経済性を検証する際にも誤った判断を与えることになる。そこで、支出のごとに用途目的を明確にし、可能な限りどの事業のために支出したものを振り分けるようにして、複数の施設・事業に共通して発生するものについては、実態が反映されるような按分率を定めるなどして、施設・事業ごとの決算額を正確に集計すべきである。</p> | <p>施設ごとの実績を把握することとは、効率的な予算執行を考慮の上では必要と考えており、今後、施設ごとの決算を明らかにする方法を検討してまいりたい。</p>   |
| <p><b>イ 庁舎清掃委託契約について、財団法人岡山県愛染会との間で随意契約を締結することが妥当か否か、常に検討を怠らないこと(意見)</b><br/>         農業総合センターの庁舎清掃については、母子福祉団体である愛染会との間で、随意契約により委託契約を締結している(地方自治法施行令167条の2第1項第2号)。岡山県と愛染会との清掃委託契約に関して、平成16年2月25日に岡山地裁で適法との判決を受けているが、一般競争入札による価格の有利性を犠牲にするだけの政策目的が現在も存在するのか、その目的を実現するために随意契約によることが妥当なのかについて、常に検証と検討を怠ってはならない。とりわけ、愛染会が契約の相手方として適格性を有しているかどうかのチェックが不可欠である。また、価格の有利性を犠牲にする以上、他の団体(特に営利企業)に委託した場合の委託料を把握しておくことも必要である。</p>                                       | <p>母子福祉団体は、地方自治法施行令の規定で随意契約ができる団体とされている。農業総合センター(平成22年4月より農林水産庁総合センター)の平成22年度庁舎清掃委託においては、競争性を維持する観点から本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、ホームページ等で清掃業務委託の仕様を招請する公募を実施したが、愛染会以外の母子福祉団体による応募がなかったことから、愛染会と随意契約を締結しているところである。<br/>         また、随意契約することのできる団体であるか否かは、今後とも適格性をチェックしてまいりたい。</p> |
| <p><b>(5) 生物科学総合研究所</b><br/> <b>ア 研究機器の購入にあたっては、保守点検の必要性・費用の妥当性も含めて検討すべきである(意見)</b><br/>         高額な研究機器を購入した場合、保守点検委託料としてランニングコストが発生し、これは継続的に国庫補助金以外から支出されるのが通常である。また、保守点検はメーカー代理店の業者に委託することが多く、しかも県内にはメーカー代理店が1~2社しかないため、当該業者と随意契約しているケースが多く見受けられる。そこで、研究機器の購入にあたっては、①購入後のランニングコストがどの程度必要か、②保守点検委託が必要なら、相手方はメーカー代理店でないといけないのか、メーカー代理店が設定している</p>   | <p>高度な研究テーマに対応した研究機器を選定する際には、まず分析能力等の性能面を重視する必要があるが、購入後の保守点検委託においても、極力、競争入札を実施するなど競争性の確保に努めたところである。<br/>         しかしながら、こうした研究機器の保守点検業務には、そのメーカー独自の開発技術に対するノウハウや部品調達能力が必要とされる部分があるため、応札がメーカー代理店等1社しかなく、結果的に随意契約となっている場合もある。</p>  |

|  |   |
|--|---|
| <p>託契約の金額は妥当か、という点を含めて検討すべきである。</p>  | <p>今後も、保守点検委託の競争性確保に努めてまいりたい。</p>   |
| <p><b>イ 施設の廃止を検討すべきである（意見）</b><br/>                 当施設の歳入・歳出決算状況をみると、平成11年度から同19年度までは正職員の人員費を除いても毎年2億円以上の歳出超過が続いており、同20年度においても、約1億8454万円の歳出超過である。歳出超過の負担は県民が負うものであり、その負担を負ってもなお施設存続を県民が望んでいるのか、真に県民の理解が得られているのか、大いに疑問を感じるころである。そもそも当該施設が取り扱っている研究内容はその成果が直接的に県民に還元されるものではなく、このような基礎基盤研究は本来的には国レベルか民間企業が実施すべきものではないか考えられる。財政再生団体への転落を回避すべく、将来にわたり持続可能な財政構造を確立していくためには、過去の意思決定にとらわれない思い切った決断が必要であり、厳しい財政状況の現状においては、本施設の廃止を検討すべきである。</p>   | <p>生物科学総合研究所（平成22年4月より生物科学研究所）では、バイオテクノロジーを使って農業、工業、環境分野における産業振興を目指し、実用化技術の開発につながる基礎・基盤研究に取り組んでおり、収量が飛躍的に増えたり、病原菌に抵抗性のある作物の開発、酵素を活用した機能性素材の創出など、本県産業の将来の発展につながる研究成果が数多くあり、必要な施設と考えており、厳しい財政状況に鑑み、今後も、効率的な運営に努めてまいりたい。</p> |
| <p><b>2 畜産分野</b></p> <p><b>(1) 財団法人中国四国酪農大</b></p> <p><b>ア 財団法人を構成する他県に充分負担を求めて、岡山県からの補助金額の減額を図るべきである（意見）</b><br/>                 二学年あわせて40名程度の学生を教育するために毎年9000万円以上の県費を支出することは、費用対効果の面で問題がある。10県が関与して設立された財団法人で、各構成県の酪農後継者の育成に役立っているから、岡山県だけが運営費を補助するのではなく、他の構成県にも人事又は財政において応分の負担を求めべきである。</p> <p><b>イ 県からの派遣職員を徐々に削減し、将来的には0にすべきである（意見）</b><br/>                 県からの派遣職員の人員費は、5名で約4600万円であり、財団職員の人員費が11名で約4450万円であるのと比較すると、県職員の給与水準は高い。県からの派遣職員を徐々に削減し、補助金の減額を図るべきである。</p> <p><b>ウ 観光資源としての価値に着目して、補助のあり方を見直すとともに、地元自治体に更なる協力を求めるべきである（意見）</b><br/>                 教育成果のみに着目せず、蒜山高原の観光地の中央に位置する農場でジャージー牛の放牧を行っていることが重要な観光資源となっていることにも着目して、県の補助のあり方を見直すべきである。また、観光資源としての恩恵を受けている地元自治体に対して、大学の運営について、更に協力を要請すべきである。</p> <p><b>エ 民間の経営感覚を活用して経営指導を行</b></p> | <p>岡山県財政構造改革プランにより、酪農大の自主的な運営を含めた抜本的な見直しの中で検討しているところであり、意見を参考として検討してまいりたい。</p>  |



|  |   |
|--|---|
| <p>うとともに、独自の取組を検討するためのサポートを行って、独立採算に近づけ、補助金額の削減を図るべきである（意見）</p> <p>岡山県からの派遣職員が中心となって運営が行われ、民間の経営感覚を取り入れるための派遣は行われていない。補助を段階的に縮小していくにあたり、教育における独自の取組を検討するためのサポートを行いつつ、民間の経営感覚を活用するための派遣人事を検討する等の経営指導を行い、酪農大学校を独立採算に近づけて、将来の補助金額の削減を図るべきである。</p>   |   |
| <p><b>(2) 総合畜産センター</b></p> <p><b>ア 総務部門の統合にとどまらず、さらに人員削減を進めるべきである（意見）</b></p> <p>財政危機宣言をしている状況において、約7億4000万円の県費支出を継続することは困難である。隣県（広島・兵庫・鳥取）と比較しても、多数の人員を要している。</p> <p>県は、総務部門の統合だけでは人員削減効果は十分でない。研究項目を絞り込むことにより、不要となった研究職を異動するなどして人員削減を図るべきである。次に、研究内容が減少したことに伴い、畜産業務を効率化して、現業職の削減にも着手していくべきである。</p> <hr/> <p><b>イ 総合畜産センターの財務諸表を作成して、コスト意識を持たせ、畜産業務における収支改善を図るべきである（意見）</b></p> <p>30名以上の現業職員と近代的な機械設備を使用して畜産業務を行っている。県費の支出を抑制するには、現業職員の人件費も含めて畜産業務を収支均衡に近づけるよう努力することが必要である。</p> <p>総合畜産センターにおいても、財務諸表を作成し、財産収入等である程度まで人件費を賄うというコスト意識を持たせ、畜産部門における収支改善を図るべきである。</p> | <p>総合畜産センター（平成22年4月より畜産研究所）では、人員削減について平成9年からこれまで、3次にわたる行財政改革の中で着実に実施しているところである。</p> <p>また、平成24年3月末には現業業務を見直すこととしている。</p> <p>収支改善については、歳入の確保は、試験に活用した家畜の販売によるものが主であり、また、優良種畜の改良・開発など長期を要する研究が多いことから、コスト削減にも限界があるが、研究課題の絞り込みによる、研究費の削減や運営費の節減などに取り組んでいるところであり、今後も歳出抑制に努めるとともに、主たる販売物である肥育牛や生乳等の品質向上を図るなどして、できる限りの収入の確保に努めてまいりたい。</p> <p>なお、堆肥についてはセンターの牧草生産の肥料として必要であり、市場での販売拡大は困難と考えている。</p> |
| <p><b>ウ 堆肥生産・草地管理等の業務については、当分の間、現在の職員を活用し、支出の削減を図るべきである（意見）</b></p> <p>堆肥生産や草地管理という業務は、畜産業務の一部であり、畜産農家では当然のように行われている。現業職員の人員削減までは、総合畜産センターで行うべきである。ただし、総合畜産センター全体として、人員削減を行うべきであるから、この業務のために増員すべきでない。</p>  |   |
| <p><b>エ 堆肥販売などによって歳入増を図るべきである（意見）</b></p> <p>総合畜産センターは、巨大な堆肥生産施設を保有しており、良質の堆肥を大量に生産することができる。堆肥を袋詰めして市場価格で販売すれば、歳入増を図ることが可能である。そのほかにも、多様な観点から歳入増を</p>   |   |



|   |  |
|---|--|
| <p>図るべく業務の見直しを行うべきである。</p>  |  |
| <p><b>(3) 社団法人岡山県畜産公社</b><br/> <b>ア 畜産公社に対する随意契約による業務委託はやめるべきである (意見)</b><br/>         畜産公社は岡山県からの随意契約による受託業務で何とか収支を保っているが、いずれも総合畜産センターが行うことが可能な業務である。<br/>         随意契約の理由は、農業団体や畜産農家等と牧場事業などにより信頼関係を有している畜産公社への委託が最適であるとともに、人員配置の面からも、現在センターに隣接している「まきばの館」を管理運営している公社に委託することが一番合理的ということにすぎない。随意契約ができる例外的場合に該当するとはいい難い。</p>  | <p>県の指導により、(社)岡山県畜産公社は、平成22年度末をもって解散する。</p>  |
| <p><b>イ 岡山県外郭団体見直し基準に従って廃止の指導を行うべきである (意見)</b><br/>         岡山県外郭団体見直し基準では、累積欠損があり、かつ、経営状況等からみて累積欠損の解消が困難と判断されるものについて、廃止縮小の指導をすることとされている。<br/>         畜産公社に対する貸付金の元金返済は全くなされておらず、現状の業務を続けている限り今後の返済も見込めない。この貸付金は回収不能である。<br/>         このように岡山県畜産公社に対する貸付金は返済の目処が立たず、累積欠損の解消も困難であるので、この基準に従って廃止の指導を行うべきである。</p>   |  |
| <p><b>(4) 県営食肉地方卸売市場</b><br/> <b>ア 委託の必要性について見直すべきである (意見)</b><br/>         「岡山県営と畜場清掃作業及び維持管理業務」は、と畜作業後の清掃・消毒業務であるが、と畜場使用後に清掃・消毒することは、と畜解体という一連の業務の一部であって、翌日使用するためにも必要な業務である。<br/>         「産業廃棄物減量作業委託業務」は、豚原皮や豚内臓等を適正に処理・保管し、副生物として有効利用するというものであるが、豚原皮や豚内臓は、売買の対象となっている商品である。既に商品として取引されているものをあえて産業廃棄物とみて、これを有効利用する必要があるのかどうかについて、再検討すべきである。<br/>         「冷蔵庫入出庫業務」は、セリを行うために必要な業務であり、どの範囲が卸売業者としての本来業務で、どの範囲が開設者である県が行うべき業務なのかについて再検討すべきである。</p> | <p>当該業務については、市場の適切な維持管理のために開設者である県が行うべきものであり、効率性等から委託事業として実施することが適当であると考えているが、開設者としての役割及び責務に照らしながら、業務内容等について精査してまいりたい。</p> |
| <p><b>イ 随意契約ができる場合に該当するかどうかに関して、個別具体的に精査して見直すべきである (指摘事項)</b><br/>         機械の調整・確認・報告、機械の点検、清掃・消毒、内臓処理・保管、冷蔵庫の入出庫等の作業自体をみると、ほかにこれを行える</p>  | <p>随意契約を行っている個々の契約については、設備・機器等の特殊性や業務内容から、地方自治法施行令第167条の2の規定に照らし、随意契約ができる場合に該当すると考えているが、今後と</p>                            |

業者がない特殊なものではない。  
 「解体処理設備保守管理業務」及び「解体処理設備定期点検業務」は、金額が相当高額で毎年継続的に随意契約されていることに加え、修繕費が別途支出されていることも勘案すると、「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するかどうか、不断に見直しを行う必要がある。

「岡山県営と畜場清掃作業及び維持管理業務」「産業廃棄物減量作業委託業務」及び「冷蔵庫入出庫業務」は、前述のとおり委託の必要性自体を再検討すべきであるが、作業自体も特殊とはいえず、「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」と評価し難い。別に業者がないことを理由にするのであれば、まず、入札を行うべきである。

も、業務内容等について精査してまいりたい。

**ウ 立会いの方法によって委託業務に必要な人員を把握して、次年度の査定にいかすべきである（意見）**

解体処理設備定期点検業務は、年2回、週末（金曜日の作業終了時から日曜日まで）に行われているものであるが、県は立会いをしていないだけでなく、入退場のチェックもしていない。県が年2回週末に行われる作業に立ち会わず、入退場のチェックすら行うことなく、毎年、随意契約を継続してきたことは、「業務内容を仕様書などで具体的に提示することや履行が可能な複数の業者の把握を行い、競争性、公平性、透明性を高める観点から、可能な限り競争入札へ移行するよう努めること」という県の指導に沿った対応とはいえず、難しい。

当該業務の完了の都度、完了確認を行ってきたところであるが、今後の委託業務の発注等の参考とするため、平成22年度からは業務に従事する人員を把握することとした。

**エ 下請を使用した場合には、下請負届出書の提出を指導すべきである（指摘事項）**

解体処理設備定期点検業務における「現場代理人等の氏名通知及び下請負予定届」によると、「下請けに付する予定はない」とされているが、報告書及び回答によると下請けを使用している。契約上、下請に付した場合には「下請負届出書」を提出することになっている。すべての下請について「下請負届出書」の提出を指導すべきである。

平成22年度の下請契約から、下請けを使用する場合には、下請負届出書を提出させることとした。

**オ 反復的に交換が予定される消耗部品については、同業他社に見積合わせの機会を与えるべきである（意見）**

県営食肉地方卸売市場は、と畜用の消耗部品について、1回の発注額10万円未満で年間135回にわたり、見積合わせの手続もなく、特定の業者から総額約1187万円の物品購入をしている。競争性、公平性、透明性を高める観点から、反復的に交換が予定される消耗部品については、計画的に必要な予定数を見積発注する等により、同業他社に見積りに参加する機会を与えるべきである。

消耗品のうち、特殊性の低いものや比較的納期に余裕のあるものについてリストアップする作業を行っているところであり、来年度には可能なものから見積合わせの実施に努めてまいりたい。

**カ 水道光熱費の削減の可能性について多面的に検討すべきである（意見）**

排水の二次処理については、敷地面積の制約等から施設の設置は

需用費の総額は、歳入の3倍に上っている。毎年の運営費を削減するためには、需用費の削減が不可欠である。中でも、上下水道利用料約1億1126万円だけで歳入を上回っている。一時処理後、公共下水道へ廃水しているのは、岡山を含めて4市場のみで、うち2市場は市が運営している。二次処理を行って下水道を利用しないことが可能かどうか、可能であるとすれば、下水道を利用した場合と二次処理を行った場合とのコスト比較の検討を行うべきである。また、地下水の利用や、工業用水の利用についても、設備コストも含めて再検討すべきである。さらに、焼却炉等の廃熱利用等も含めて、水道光熱費の削減方を多面的に検討すべきである。

困難と考えている。  
地下水については、試掘の結果、必要水量が得られないことや塩分含量が高いことなどから、また、工業用水については、旭川以西から新たに配管を敷設する必要があり、これに伴う経費面等から、いずれも利用は困難と判断している。  
今後とも、水道光熱費の削減の可能性について多面的に検討してまいりたい。

**キ と畜場使用時間について、規則と実態の齟齬を解消すべきである (意見)**

岡山県営と畜場管理規則第2条第1項によると、と畜場の使用時間は、午前8時30分から午後4時までと規定されているが、現実には、午前6時からと畜業務が開始されており、齟齬が生じている。この点、明確な書面はないが、上記管理規則第2条第3項により、知事が、必要があると認めて、使用時間を午前6時から午後4時までに変更していることであった。

今後、使用時間を変更する場合には、市場内に掲示するなどし、利用者に周知することとしたい。

規則の使用時間を変更しているのであれば、少なくとも、これを明示して周知すべきである。変更した使用時間が継続するのであれば、速やかに規則の改正を行うべきである。

**ク 県は、市場開設者の地位を離れ、必要不可欠な補助と監督のみを行い、市場の運営と管理は民間事業者に委ねる方向性について検討に入るべきである (意見)**

財政再生団体への転落回避に向けて財政危機宣言を行った岡山県の財政状況で、年間6億円近い県債の支払いに加え、年間5億円近い管理運営コストを負担し続けることは非常に厳しい。

食肉市場は、食肉の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、県民生活の安定に資するために、条例に基づき県が設置し、維持管理を行うとともに、県が市場開設者として公正な取引を指導監督する責務を有している。

他県では民間による運営が行われており、県が開設者であり続ける必要性は乏しく、財政危機の状況において多額の運営コストを支出してもなお県が開設者であり続ける理由は見いだせない。県民全体の負担を少しでも軽減するため、県は、市場開設者の地位を離れ、必要不可欠な補助と監督のみを行い、市場の運営と管理は民間事業者に委ねる方向性について検討に入るべきである。

と畜場・食肉市場の施設の維持管理には、高度な専門性と迅速性を必要とするとともに、経営的にも極めて困難なものである。

このため、市場の運営と管理を民間事業者に委ねるとすると、経営面が優先され、施設の適正管理に問題が生じるおそれがあるなど、結果として、食肉の安全・安心の確保や県民サービスの低下も懸念される場所であるが、将来的な方向性の一つとしての研究課題と考えている。

**ケ 市場の運営と管理を行う民間事業者が現れない場合には、「市場」を廃止して、民間事業者に、設備を譲渡するか、食肉センターとして設備のみを利用させる方向性も検討すべきである (意見)**

世界的にみても、日本国内の大生産地においても、と畜から部分肉加工パッキングまで

食肉市場は、本県畜産の生産振興及び県民に安全・安心な食肉を安定供給するという観点から必要と考えているが、厳しい財政状況に鑑み、効率的な執行に努めてまいりたい。

流れ作業で行って販売するという形態が主流となりつつある。この形態で設備稼働率を高めたい限り、民間事業者が収益を上げることは難しい。他方、市場流通シェアをみると卸売市場の相対的地位は低く、卸売市場のない都道府県において食肉流通における問題は生じていない。上記検討の結果、卸売市場の開設者となる民間事業者が現れない場合には、市場を廃止して、民間事業者に、設備を譲渡するか、食肉センターとして設備のみを利用させる方向性も検討すべきである。

### 3 林業分野

#### (1) おかやまの森整備公社

ア 岡山県のおかやまの森整備公社に対する貸付金が県財政に与える影響について県民に情報公開すべきである(意見)

平成16年度の公社改革時に、公社の借入金全額の繰上償還を行うための原資として、岡山県は公社に705億円の貸付けを行った。

その後、毎年度、公社が借入金を返済する原資として、岡山県が、公社に対し、毎期約10億円の補助を行っているが、岡山県からのおかやまの森整備公社への貸付け、公社から岡山県に対する返済は、いわゆる、単コロといわれる取引内容となっている。すなわち、平成20年度についていえば、岡山県から公社に平成20年4月に660億7000万円が貸し付けられ、その返済は平成21年4月に行われているが、岡山県では、出納整理期間を利用して、その返済が平成20年度に行われたものとして処理し、平成20年度の収入としている。

この処理については、総務省からも望ましくない処理として指摘されているものである。

加えて、岡山県の場合はおかやまの森整備公社の返済について補助を行っており、当初貸付け705億円のうちの約4割は実質的には回収とならず、県民が負担する予定になっていることから、以上の処理は、法令等に反する処理ではないにしても、岡山県の財政状態を適正に表しているかという観点からは問題がある。

分収造林事業を県民の負担の下で継続している状況にあることを示して、その負担に対して県民に理解を得るとともに、造林地所有者に対しては、分収造林事業の県民負担を大幅に減少するため、既存の分収造林契約の変更不要し新たな契約の締結について協力を求めていく必要がある。

イ 公社の計画の定期的な見直しを行うとともに県民に対して詳細な情報を公開すべきである(意見)

平成16年度の改革以後、定期的な見直しは行われていないが、多額の県民負担となっている事業であり、定期的な見直しを実施すべきである。

平成21年度に見直しを行ったおかやまの森整備公社の長期経営計画(平成17年度～81年度)において、事業収入、県償還補助金、県借入金残高の推移等今後の収支見込みを明らかにし、議会に報告するとともに、ホームページで公表している。

今後とも、事業実施に対する理解を得るため、情報提供に努めてまいりたい。

平成16年度に策定した長期経営計画の期間が5年経過し、この間の木材価格の変動や補助事業の拡充など、情勢の変化を的確に計画に反映させるため、平成21年度に見直しを行った。

その際、事業収入、県償還補助

また、人工造林の森林機能を維持するための事業がどのように行われているかについての情報公開は、主に公社のホームページで、公社の単年度の状況を把握することができるが、分収造林事業の長期計画や岡山県とおかやまの森整備公社を一体とみなした場合の県民の負担についての情報開示は行われていないため、ほとんどの一般の岡山県民だけでなく、分収造林事業の契約当事者である造林地所有者でさえ、分収造林事業の状況、長期計画、県民の見込負担額等について、適切に認識できていないと考えられるので、分収造林事業の状況、長期計画、県民の見込負担額等について情報開示すべきである。

**ウ 分収造林契約の内容の見直しを検討すべきである（意見）**

分収造林契約では、収益の分収は、造林木の売却代金から材積調査および売却に要した費用（伐採、加工、運搬等）を控除した額について、公社と造林地所有者が分収することとなっており、樹木の植栽費用及びその保育等に要する経費は全く造林地所有者が負担することにはなっていない。

これは、分収造林契約が締結された当時、公社が樹木の植栽費用及びその保育等に要する費用を負担したとしても、将来の収益の分収によりその費用は補填され、公社にその費用負担がのし掛かることはないものと想定されていたためである。

しかし、木材価格の低迷と人件費等の大幅な増加により、保育コストのために必要となる多額の資金のほとんどは、岡山県からおかやまの森整備公社に対する支援、つまりは県民の負担となっているのが現状である。

よって、分収造林契約の契約締結時に、契約当事者が想定して契約の基礎となっていた将来の利益の発生が見込めなくなったことから、当該契約の維持が合理性を欠くものであり、事情の変更により、分収造林契約書第26条第3号に規定する「契約の目的を達することができないと認められるとき」に至ったものとして、分収造林契約の解約の申入れを行うことや分収割合の見直しを進めること（既存の分収造林契約の変更ないし新たな契約の締結）を検討する必要がある。

**エ 分収造林契約に従った収益の分配を再度検討すべきである（意見）**

公社では、収益の分配にかかる間伐事業費・作業路補修費・管理道新設費・委託販売費用及び収穫調査費の費用等の計算において、国の造林補助金及び交付金の性質が、その事業を実施したことに対する補助であることから、実質の費用部分として、費用（補助・交付金対象事業費）から（造林補助金・交付金）を差し引いた額を、売払いに要した費用として取り扱っている。

しかしながら、分収造林契約第16条では、売却代金から売払いに要した費用等を控除した額について収益の分収を行うことにな

金、県借入金残高の推移等、今後の収支見込みを明らかにし、議会に報告するとともにホームページでも公表した。

今後とも、社会経済情勢の変化を踏まえながら、5年ごとに見直しを行い、県民負担額等について、情報開示することとしている。

公社の分収割合は昭和40年度契約から6割、平成7年度契約からは7割、平成11年度からは8割に引き上げている。

さらに平成16年の改革では市町村有林の既契約分について、公社分収割合を全て8割に増変更することとした。市町村有林以外の既契約分については、既に大部分の土地所有者が択伐への移行や伐期延長による収入減を伴う契約変更を受け入れていることから、分収割合の見直し等は、理解が得られにくいと判断している。

現行契約では林野庁の全国統一模範契約書を用いており、その中で収益の分収は、売払代金から材積調査や売払いに要した費用を控除した額について分収することとされている。

補助金や交付金の扱いは定められていないことから、今後、主伐期が到来する平成25年度までのできるだけ早い時期に、国の見解や他県の状況等を研究してまいりたい。

っており、国からの補助金や交付金が造林事業や間伐事業に関する補助金等であるとしても、これを売払いに要した費用の計算において控除する方法が契約の条項に適合しているかについては疑問がある。しかも、分収造林事業により造林された人工造林の森林機能維持の事業の継続のために県民が多額の負担をしている状況にあることを考えると、分収造林契約に明記されていない補助金等を売払いに要した費用から控除することは、県民の負担により造林地所有者の利益を図る結果になり相当でないと考えられる。

よって、国からの補助金や交付金の金額を売払いに要した費用から控除する計算方法について、分収造林契約に従った収益の分収となっているか否かを再度検討すべきである。

**(2) 岡山県林業試験場**

林業試験場については廃止を検討すべきである(意見)

岡山県林業試験場で行われている3事業のうち、試験研究調査事業と優良種苗確保事業の2事業は非常に厳しい財政状態にある岡山県が単独で実施すべき事業ではない。

試験研究調査事業は、林業試験場は、国の試験場のほか各都道府県別の試験場があり、同じような試験研究調査を行っている。また、各都道府県林業に密着した試験研究を行うこととなっているが、試験研究内容からは、各都道府県単独で林業試験調査を行う必要性はなく、財政再生団体への転落が危ぶまれている岡山県の財政状況からは岡山県単独で行うべき事業ではない。

優良種苗確保事業は造林事業の新植のための事業であるが、現在、おかやまの森整備公社では、新植は中止しており、民間の養苗者への種子の配布のみである。そして、平成20年度に配布した種子は33.4kgであり、約200ヘクタールの新植にすぎず、県下の造林面積の0.1%程度にしか相当せず、県単独で実施するコストに見合った事業ではない。

岡山県林業試験場での林業技術普及指導事業については、林業普及指導員3名(岡山県全体での林業普及指導員は53名)が当たっているが、当該地以外でも実施できる事業である。

試験研究調査事業、優良種苗確保事業及び林業試験運営費の予算は、平成20年度38,678千円、平成21年度23,543千円であるが、ほぼ県の財源により行われている。当該事業を今後20年、30年と継続した場合の影響は小さくはない。

危機的な岡山県財政からは、林業試験場については廃止を検討すべきである。

試験研究調査事業は、本県固有の自然を対象とした実用的な技術を得ることを目的として、広葉樹施業技術、土着天敵昆虫による松くい虫防除技術、高性能林業機械作業システムの開発等、森林・林業関係者からの要請に応じた試験研究を行っており、全てが国の試験研究において代替されるものではなく、独自の取組が必要である。

林業用種子については、適地適木の観点から県内自給が原則とされており、造林事業が行われる限り、県内唯一の採種園がある林業試験場(平成22年4月より森林研究所)の優良種苗確保事業を継続する必要がある。

なお、0.1%という数字は、岡山県民有林の人工林面積全体(174千ha)に対する現在の1年間の造林面積(200ha程度)の比率であり、林業試験場では、必要な種子の100%を供給している。

林業技術普及指導事業であるが、試験場の林業普及指導員3名は、県民局で森林所有者等への直接指導を行う林業普及指導員や民間の林業技術者に対して専門技術の指導を行っており、場内に整備された林業機械・施設を利用して行うことが最も効率的・効果的である。

以上、本県の林業生産の継続を図り、森林の持つ公益的機能の維持増進を図るためには、今後とも林業試験場を存続させる必要があり、今後も、厳しい財政状況に鑑み、効率的な運営に努めてまいりたい。

**(3) 県産材需要拡大対策事業**

県産材需要拡大対策事業については廃止を検討すべきである（意見）

平成21年度の受付予定枠は200戸であるが、岡山県内の住宅着工数は最近10年では年間約1万5000戸である。年間約1万5000戸の着工数の住宅着工数に比し、あまりにも対象戸数が少なく、木造住宅の普及促進と県産材の利用促進に効果は僅かであり、また元々からして個人に対する補助に、6000万円近い県民負担を求めることには疑問がある。

事業見直し（事業費1000万円以上のもの）において、平成21年度の事業費については50%を削減することとなっているが、廃止を検討すべき事業である。

新築木造住宅への助成については、民間木造住宅への県産材利用を奨励し、その波及効果を期待しているものであり、厳しい財政状況の中ではあるが、木材産業をはじめ建築、設備、家電など経済的波及効果も大きいことから、財政構造改革プランにおいて、当該補助制度は、内容を見直した上で継続したところである。

今後も事業効果等の検証を行いながら、効果的な事業執行に努めてまいりたい。